

第55回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

会社の体制および方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

（平成29年5月21日から
平成30年5月20日まで）

アスクル株式会社

会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりであります。(最終改定 平成29年8月3日)

(1) 当社および当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および当社の子会社からなる企業集団は、持続的に成長するために必要な考え方や行動の原点である「ASKUL WAY」を制定し、当社の企業理念に基づき倫理・行動規範「ASKUL CODE OF CONDUCT」およびコンプライアンスマニュアルを整備・共有・遵守するとともに、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を遵守し、適正な職務執行を行います。
- ② 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍します。
- ③ 当社は、CSR委員会その他の委員会を設置し、取締役会のガバナンス機能を補完する体制を構築します。
- ④ 環境、情報セキュリティ、労働安全、品質、各種法令に関する教育・研修等を定期的実施することによりコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備します。
- ⑤ 当社の使用人の職務執行状況については、内部監査部門が監査を行い、問題点があれば当該使用人の属する部門に指摘するとともに、代表取締役および取締役に報告し、当該部門の改善を求め、業務の適正を確保します。
- ⑥ 子会社の取締役等および使用人の職務執行状況については、当社関係会社管理規程に基づき経営企画部門が統括管理するとともに、当社の内部監査部門が監査を行い、業務の適正を確保します。
- ⑦ 当社および当社の子会社のモニタリング機能の一環として、社外相談窓口（顧問弁護士事務所内）を含む、当社および当社の子会社において適用されるホットライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンス上、疑義のある行為の把握を行う体制を構築します。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、法令・定款のほか、取締役会規程、情報セキュリティに関する規程および文書取扱規程等の社内規程に基づき適切に記録し、保存および管理します。また、取締役および監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにします。
- ②取締役会により選任された執行役員が責任者として、この任務にあたります。

(3) 当社および当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社および当社の子会社のリスクに関して、リスクマネジメント担当取締役を定め、対応部門を設けるとともに、リスク・コンプライアンス委員会、労働安全衛生委員会、品質マネジメント委員会、および情報開示委員会等の各委員会を設置し、当社および当社の子会社のリスクおよびコンプライアンスの状況を把握評価し、リスクの発生を未然に防止します。
- ②当社および当社の子会社は、上記リスク評価を踏まえ、各種リスクが顕在化した場合に当社および当社の子会社の損失を最小化するために必要な体制を予め構築し、また、実際にかかるリスクが顕在化した場合には、当該体制に従い、必要な対策を講じます。
- ③当社は、環境、情報セキュリティ、労働安全、品質、コンプライアンス等に係るリスクについては、ISO14001（環境）、JISQ15001（プライバシーマーク）、ISO27001（情報セキュリティ）の各規格に準拠したマネジメントシステムを構築し、分析・計画、実行、審査・レビュー、改善のマネジメントサイクルを維持し、適正に職務執行を行う体制を確立するとともに、各担当部署および各子会社にて規程・マニュアル等を制定し教育・周知徹底を行います。
- ④当社および当社の子会社の職務執行に係るリスク管理のモニタリングについては、内部監査部門を中心にコンプライアンスおよびリスク管理の観点を踏まえて定期的に監査を行います。

(4) 当社および当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社および当社の子会社は、各社が定める取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。
- ②当社は、BtoC事業とBtoB事業の両事業をカンパニーとして位置づけ、両カンパニーにおいて最高執行責任者（COO）を選任し、意思決定と職務執行の迅速化を図ります。
- ③当社は、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるための牽制機能を期待し、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍します。

(5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程その他関連規程を定め、これに基づき、各子会社は、当社の窓口となる経営企画部門への報告、または、当社の取締役会、経営会議等その他重要な会議への出席を通じて、職務の執行状況その他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行います。経営企画部門は、当社の子会社の取締役、監査役および使用人より報告を受けた事項について、速やかに当社の関係部門と共有します。

(6) その他の当社ならびに当社のその他の関係会社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と当社のその他の関係会社にあたるヤフー株式会社との関係に関しては、同社と利害関係のない社外役員による経営のモニタリング体制を充実させ、牽制機能を強化することにより、業務の適正を確保します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務の補助については、必要に応じて内部監査部門、法務部門が適宜対応するほか、監査役より専従スタッフ配置の求めがあるときは監査役と協議の上、適切に対応します。
- ②監査役の職務を補助する使用人の任命、異動については、監査役の同意を得ます。また当該使用人は、監査役の指揮命令下で職務を執行し、その評価については、監査役の意見を聴取します。

(8) 当社および当社の子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制、ならびに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の取締役および使用人は、取締役会、経営会議等その他監査役が出席する重要な会議を通じて、職務の執行状況を報告します。
- ②当社の子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の窓口となる経営企画部門への報告、または、当社の取締役会、経営会議等その他監査役が出席する重要な会議への出席を通じて、職務の執行状況その他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行います。経営企画部門は、当社の子会社の取締役、監査役および使用人より報告を受けた事項のうち重要事項については、速やかに監査役に報告します。

- ③当社の監査役は、当社および当社の子会社の業務執行状況全般を対象としつつ、監査役会において定める監査方針に基づき、当社の取締役、事業本部長、本部長、および当社の子会社の取締役を主な対象として監査を行うなど、効率的かつ実効的な監査の実施を図ります。また、当社の監査役は、内部監査部門および会計監査人との積極的な連携を図り監査を行います。
- ④当社および当社の子会社は、会社の信用や業績等に大きな影響を与える恐れのある事象や、法令・定款・社内規程等に違反する重大な行為等が発見されたときは、当社担当部門を通じて、速やかに当社の監査役に報告される体制を構築します。
- ⑤監査役会と代表取締役、会計監査人との間でそれぞれ定期的な意見交換会を実施します。
- ⑥当社は、当社および当社の子会社で適用されるホットライン（内部通報制度）において、当社の監査役を相談窓口の一つとし、監査役への報告体制の充実を図ります。なお、当該ホットラインによる申告者に対して当該申告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止します。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、経理財務担当執行役員を定め、財務報告に関する社内規程を整備し、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して連結財務諸表および個別財務諸表を作成するとともに、情報開示委員会を設置し、当社および連結子会社における財務報告の信頼性を確保します。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備の状況について

当社および当社の子会社の倫理・行動規範に、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長もしくは加担するような行為は行わないことを定めます。また、同倫理・行動規範については、常時社内および当社の子会社内に掲示し、教育・周知徹底を図ります。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、その整備と適切な運用に取り組んでおります。

当期に実施した主要な取り組みは、次のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況

当期（平成29年5月21日から平成30年5月20日まで）における主な会議の開催状況は、以下のとおりです。

取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍しました。その他、監査役会は13回、経営会議は38回、指名・報酬委員会は16回、CSR委員会は11回、リスク・コンプライアンス委員会は11回、労働安全衛生委員会は12回、品質マネジメント委員会は11回開催しました。

(2) 監査役の職務の執行について

- ①監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役、幹部社員、および当社の主な子会社の取締役を対象に面談を実施しました。
- ②監査役会は、代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施しました。
- ③監査役は、内部監査部門との間で、積極的な連携を図るため、定期的な会合を実施しました。

(3) 主な教育・研修の実施状況について

当社は、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、当社の倫理・行動規範「ASKUL CODE OF CONDUCT」とマニュアル等に基づき、主に、環境、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、および財務報告に係る内部統制に関する教育・研修を実施しました。

(4) 内部監査の実施について

内部監査基本計画に基づき、リスクアセスメントを通じて抽出した当社の業務プロセスについての業務監査を実施するとともに、当社の子会社の内部監査を実施しました。

(5) 財務報告に係る内部統制について

財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、経営企画部門および内部監査部門は、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保いたしました。

(6) 反社会的勢力排除について

当期においては、前期より継続して、お取引先様との契約書およびお客様向けのご利用規約などに、反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、従業員に対し、倫理・行動規範の教育をすることで、反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関しましては、健全なキャッシュ・フローと安定した財務体質を維持しつつ、「中長期的な企業価値向上のための設備投資資金としての内部留保の確保」と「株主の皆様のご要望にお応えするための株主還元としての配当政策」をバランスさせながら、総合的に判断して実施していく方針を採っております。

現在当社は、将来の収益極大化に向けて「LOHACO」の事業拡大に努めるとともに、BtoB事業ではあらゆる仕事場に商域を拡大し、全社では増収増益を伴う新たな成長ステージとなっております。

当社は今後も事業を拡大しつつ収益向上を図り、株主の皆様への利益還元については、業績に連動した配当を実施することを基本方針としつつ、足元では中期的な収益拡大に向けて戦略的なコストを投下いたしますが、継続的かつ安定的な配当の維持に努めてまいります。

このような状況において、当期の剰余金の配当につきましては、1株当たり年間配当金36円（中間18円、期末18円）を実施させていただく予定です。

連結株主資本等変動計算書（平成29年5月21日から平成30年5月20日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成 29 年 5 月 21 日 期首残高	21,189	23,669	18,555	△17,299	46,114
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,832		△1,832
親会社株主に帰属する当期純利益			4,693		4,693
自 己 株 式 の 処 分		△63	△36	308	208
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△63	2,824	308	3,068
平成 30 年 5 月 20 日 期末残高	21,189	23,605	21,380	△16,991	49,183

	その他の包括利益累計額				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成 29 年 5 月 21 日 期首残高	△2	22	△74	△54	17	154	46,231
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,832
親会社株主に帰属する当期純利益							4,693
自 己 株 式 の 処 分							208
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	0	3	27	32	2	9	43
連結会計年度中の変動額合計	0	3	27	32	2	9	3,112
平成 30 年 5 月 20 日 期末残高	△1	25	△46	△22	19	163	49,344

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

連結の範囲の注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数：11社

主要な連結子会社の名称：ASKUL LOGIST株式会社
株式会社アルファパーチェス
株式会社チャーム
ビジネススマート株式会社
株式会社エコ配
婦恋銘水株式会社
ソロエル株式会社

当連結会計年度において株式会社チャームの株式を取得し、連結の範囲に含めております。

当連結会計年度に連結子会社である株式会社エコ配が、株式会社ecoプロパティーズを設立したことから、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称：株式会社リーフ
株式会社OJI

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称：株式会社リーフ
株式会社OJI

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち婦恋銘水株式会社の決算日は4月30日であります。連結計算書類作成にあたっては、事業年度末日現在の計算書類を使用し、連結決算日までの間に生じた連結会社相互間の取引に係る重要な不一致については、必要な調整を行っております。

連結子会社のうち株式会社チャームの決算日は11月30日であります。連結計算書類作成にあたっては、2月28日現在の仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日までの間に生じた連結会社相互間の取引に係る重要な不一致については、必要な調整を行っております。

連結子会社のうち株式会社アルファパーチェス他3社の決算日は12月31日であり、株式会社エコ配他1社の決算日は10月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、3月31日現在の仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日までの間に生じた連結会社相互間の取引に係る重要な不一致については、必要な調整を行っております。

重要な会計方針

1. 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法 ……時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品……………移動平均法による原価法

ただし、連結子会社である婦恋銘水株式会社は総平均法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金……………個別法による原価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、建物（附属設備を除く）、大阪DMCの全ての有形固定資産、仙台DMCの機械装置および在外連結子会社の全ての有形固定資産については、定額法を採用しております。また、平成28年4月1日以降に取得をした建物附属設備および構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物…………… 2～45年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具…………… 2～17年

そ の 他…………… 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長 期 前 払 費 用……………定額法

(5) 繰 延 資 産

株 式 交 付 費……………支出時に全額費用処理しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 販売促進引当金

エンドユーザーの購入実績に応じて発生する販売促進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎として当連結会計年度の売上に対応する発生見込額を計上しております。

(3) 返品調整引当金

エンドユーザーからの連結会計年度末日以後の返品損失に備えるため、過去の実績を基礎として算出した売上総利益相当額および返品された商品の原価相当額をあわせて計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段……………為替予約、金利スワップ

②ヘッジ対象……………外貨建仕入債務および外貨建予定取引、借入金

(3) ヘッジ方針

為替予約については、為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の輸入見込額等に基づき実施しており、また、金利スワップについては、借入金の金利変動リスクを回避する目的で、実需に基づく範囲内で行っており、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ対象の為替リスク、金利変動リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

6. 消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

7. のれんの償却に関する事項

のれんは、5～10年間で均等償却しております。

8. 請負工事に係る収益および費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

9. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

(2) 連結納税制度の適用

一部の連結子会社は、当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

10. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

会計方針の変更

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等が公表日以後適用することができるようになったことに伴い、公表日以後実務対応報告第36号を適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

会計上の見積りの変更

(火災損失引当金の算定方法の変更)

火災事故により損壊した「ALP首都圏」の原状回復に係る支出に備えて火災損失引当金を計上していましたが、現状有姿にて「ALP首都圏」の土地・建物等を譲渡したことにより、原状回復の支出の必要が無くなったため、見積りの変更を行っております。これにより、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は6,846百万円増加しております。

(耐用年数の変更)

一部の物流センターについては、機能の見直しを図り、利用期間の短くなった機械装置等について、耐用年数を短縮し将来にわたり変更しております。これにより、従来の方法と比べて、当連結会計年度の減価償却費が168百万円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は168百万円減少しております。

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、物流センターの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行い、見積りの変更による減少額14百万円を変更前の資産除去債務残高に減算しております。

なお、これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」(前連結会計年度は671百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,324百万円
2. 期末日満期手形および電子記録債務の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形および電子記録債務が、期末残高に含まれております。

支払手形	50百万円
電子記録債務	5,888
3. 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券（株式）	50百万円
------------	-------

連結損益計算書に関する注記

1. 受取保険金
平成29年2月16日に発生しました当社物流センター「ALP首都圏」の火災事故に係る保険金の受取額です。
2. 固定資産売却益
固定資産売却益の内容は下記のとおりです。

建物及び構築物	1,092百万円
機械装置及び運搬具	86
土地	3,370
有形固定資産「その他」	6
計	4,555
3. 火災損失引当金戻入額
火災事故により損壊した「ALP首都圏」の原状回復に係る支出に備えて火災損失引当金を計上していましたが、現状有姿にて「ALP首都圏」の土地・建物等を譲渡したことにより、原状回復の支出の必要が無くなったため、火災損失引当金6,846百万円を火災損失引当金戻入額として特別利益に計上しております。
4. 固定資産売却損
固定資産売却損の内容は下記のとおりです。

建物及び構築物	2,363百万円
機械装置及び運搬具	21
土地	1,290
有形固定資産「その他」	6
計	3,682

5. 固定資産除却損

固定資産除却損の内容は下記のとおりです。

建物及び構築物	34百万円
機械装置及び運搬具	19
リース資産	0
建設仮勘定	86
有形固定資産「その他」	26
ソフトウェア	33
ソフトウェア仮勘定	47
撤去費用	4
計	253

6. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（百万円）
東京都港区	配送事業の事業用資産等 （株式会社エコ配）	建物及び構築物	9
		リース資産	0
		有形固定資産「その他」	12
		ソフトウェア	15
		無形固定資産「その他」	0
		差入保証金	4
		のれん	1,154

当社グループは当社物流センターから商品を発送する事業については、物流センターごとに資産をグルーピングし、当社物流センターから商品を発送しない事業については、当該事業ごとにグルーピングしており、本社設備等のその他の資産については、共用資産としております。

株式会社エコ配の配送事業（ロジスティクス事業セグメント）の事業用資産および同社の株式取得時に計上したのれんについては、株式取得時の事業計画と比して乖離があり、回収可能性の見込みが立たないことから、1,196百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、全て零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項 (単位：株)

	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	55,259,400	—	—	55,259,400
合 計	55,259,400	—	—	55,259,400
自 己 株 式				
普 通 株 式 (注)	4,364,559	—	77,700	4,286,859
合 計	4,364,559	—	77,700	4,286,859

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少77,700株は新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成29年8月3日 定 時 株 主 総 会	普通株式	916百万円	18円	平成29年5月20日	平成29年8月4日
平成29年12月15日 取 締 役 会	普通株式	916百万円	18円	平成29年11月20日	平成30年1月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年8月2日開催の第55回定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年8月2日 定 時 株 主 総 会	普通株式	917百万円	利益剰余金	18円	平成30年 5月20日	平成30年 8月3日

3. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 825,300株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については安全性を最優先とし、元本割れリスクの伴う投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金および未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。未収消費税等は、一年以内の還付予定であります。有価証券および投資有価証券は主に新株予約権付社債および株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握することにより、発行体の信用リスク低減に努めております。差入保証金については、主に物流センター等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金および未払法人税等ならびに未払消費税等は、一年以内の支払期日であります。短期借入金は、連結子会社における運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金は、当社においては、主に将来の成長資金の確保を目的としたものであり、連結子会社においては、主に運転資金および設備投資に係る資金の調達を目的としたものであります。短期借入金は、一年以内の支払期日であります。連結子会社の長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。ファイナンス・リースに係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形及び売掛金は、新規取引先発生時に顧客の信用状況について調査し、必要に応じて保証金を取得するなどの措置を講じております。また、売上債権管理規程に従い、主管部門が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引先別の期日管理および残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。

差入保証金は、主要な契約先の状況を定期的に把握し、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業金銭債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的に為替予約取引を利用しております。また、連結子会社の長期借入金の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、為替管理規程、デリバティブ管理規程等により当社および連結子会社の財務部門がそれぞれ実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社および連結子会社の財務部門が資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年5月20日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	62,187百万円	62,187百万円	一百万円
(2) 受取手形及び売掛金	41,309	41,309	—
(3) 未収入金	8,032	8,032	—
(4) 未収消費税等	1,130	1,130	—
(5) 差入保証金	5,429	5,416	△12
資産計	118,089	118,076	△12
(1) 支払手形及び買掛金	44,066	44,066	—
(2) 電子記録債務	24,402	24,402	—
(3) 短期借入金	1,080	1,080	—
(4) 未払金	10,555	10,555	—
(5) 未払法人税等	387	387	—
(6) 未払消費税等	331	331	—
(7) 長期借入金	18,127	18,031	△95
(8) リース債務	15,496	15,010	△485
負債計	114,447	113,865	△581

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金および(4) 未収消費税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 差入保証金
その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値等により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等および(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金
時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、借入を行っている当社グループの信用状況は借入実行後から大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元金利の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(8) リース債務

時価については、元金利の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

差入保証金のうち、取引保証金等（連結貸借対照表計上額749百万円）は返済時期を見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表中には含めておりません。また、非上場株式および非上場社債等の有価証券（連結貸借対照表計上額550百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表中には含めておりません。

なお、当連結会計年度において、非上場株式について1,526百万円の減損処理を行っております。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額および金銭債務の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) 現金及び預金	62,187	—	—	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	41,309	—	—	—	—	—
(3) 未収入金	8,032	—	—	—	—	—
(4) 未収消費税等	1,130	—	—	—	—	—
(5) 差入保証金	340	992	15	483	202	3,394
金銭債権計	113,000	992	15	483	202	3,394
(1) 支払手形及び買掛金	44,066	—	—	—	—	—
(2) 電子記録債務	24,402	—	—	—	—	—
(3) 短期借入金	1,080	—	—	—	—	—
(4) 未払金	10,555	—	—	—	—	—
(5) 未払法人税等	387	—	—	—	—	—
(6) 未払消費税等	331	—	—	—	—	—
(7) 長期借入金	1,786	2,076	1,383	12,160	500	220
(8) リース債務	1,759	1,720	1,711	1,657	1,639	7,007
金銭債務計	84,370	3,797	3,094	13,817	2,139	7,227

有価証券に関する注記

1. その他有価証券

すべて市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等であります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	213
非上場債券	336
その他	1

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他	129	13	0

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、非上場株式について1,526百万円の減損処理を行っております。

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,832百万円
勤務費用	413
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	0
退職給付の支払額	△169
退職給付債務の期末残高	3,085

- (2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	一百万円
年金資産	—
	—
非積立型制度の退職給付債務	3,085
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,085
退職給付に係る負債	3,085
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,085

- (3) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	413百万円
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	38
確定給付制度に係る退職給付費用	461

- (4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	38百万円
合 計	38

- (5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△69百万円
合 計	△69

- (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.3%

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
- 本社事務所および物流センター等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
- 使用見込期間を取得から3～20年と見積り、割引率は△0.10～1.81％を使用して資産除去債務の金額を算定しております。
- (3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減
- | | |
|------------------|----------|
| 期首残高 | 1,517百万円 |
| 新規連結子会社の取得に伴う増加額 | 18 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 755 |
| 時の経過による調整額 | 5 |
| 見積りの変更による減少額 | △14 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △63 |
| 期末残高 | 2,219 |

ストック・オプション等に関する注記

当社

ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

- (1) スtock・オプションの内容

	平成26年5月期	平成27年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 9名 監査役 4名 従業員 176名 子会社取締役 6名 子会社監査役 2名 子会社従業員 36名	取締役 5名 監査役 3名 従業員 106名 子会社取締役 4名 子会社従業員 24名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 540,000株	普通株式 442,500株
付与日	平成25年12月20日	平成26年12月19日
権利確定条件	(注)2	(注)3
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 平成26年8月1日 至 平成32年12月19日	自 平成27年8月1日 至 平成32年12月19日
権利行使条件	(注)2	(注)3

	平成28年5月期	平成29年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 4名 監査役 2名 従業員 93名 子会社取締役 9名 子会社従業員 93名	取締役 6名 監査役 2名 従業員 140名 子会社取締役 7名 子会社監査役 1名 子会社従業員 46名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 510,000株	普通株式 510,000株
付与日	平成28年1月6日	平成29年2月15日
権利確定条件	(注)4	(注)5
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 平成28年8月1日 至 平成34年1月5日	自 平成30年9月3日 至 平成36年2月14日
権利行使条件	(注)4	(注)5

	平成30年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 6名 監査役 3名 従業員 191名 子会社取締役 9名 子会社監査役 2名 子会社従業員 107名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 510,000株
付与日	平成30年3月28日
権利確定条件	(注)6
対象勤務期間	—
権利行使期間	自 平成31年9月2日 至 平成37年3月27日
権利行使条件	(注)6

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定および行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、平成26年5月期から平成29年5月期までのいずれかの期のEBITDA（当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額およびソフトウェア償却費を加算した額をいい、以下同様とする。なお、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書とする。）が下記(a)乃至(d)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の合計の個数を当該EBITDAの水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができます。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とします。

(a) EBITDAが130億円を超過した場合

行使可能割合：40%

(b) EBITDAが145億円を超過した場合

行使可能割合：20%

(c) EBITDAが160億円を超過した場合

行使可能割合：20%

(d) EBITDAが275億円を超過した場合

行使可能割合：20%

②上記①におけるEBITDAの判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および数値を取締役会にて定めるものとします。

③新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することができるものとします。この場合、相続人はその全員が共同して、相続開始後速やかに新株予約権を承継する者（以下、「権利承継者」という。）およびその代表者（以下、「承継者代表者」という。）を、当社所定の書面により届出るものとし、権利承継者が新株予約権を行使しようとするときは、承継者代表者が権利承継者を代表して、除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等当社所定の書類を添付の上、行使しなければならないものとします。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権を行使することはできないものとします。

⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

3. 権利確定および行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、平成27年5月期から平成29年5月期までのいずれかの期のEBITDA（当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額およびソフトウェア償却費を加算した額をいい、以下同様とする。なお、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書とする。）が下記（a）乃至（d）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の合計の個数を当該EBITDAの水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができます。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とします。

（a）EBITDAが130億円を超過した場合

行使可能割合：40%

（b）EBITDAが145億円を超過した場合

行使可能割合：20%

（c）EBITDAが160億円を超過した場合

行使可能割合：20%

（d）EBITDAが275億円を超過した場合

行使可能割合：20%

②上記①におけるEBITDAの判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および数値を取締役会にて定めるものとします。

③新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することができるものとします。この場合、相続人はその全員が共同して、相続開始後速やかに新株予約権を承継する者（以下、「権利承継者」という。）およびその代表者（以下、「承継者代表者」という。）を、当社所定の書面により届出るものとし、権利承継者が新株予約権を行使しようとするときは、承継者代表者が権利承継者を代表して、除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等当社所定の書類を添付の上、行使しなければならないものとします。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権を行使することはできないものとします。

⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

4. 権利確定および行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、平成28年5月期から平成32年5月期までのいずれかの期のEBITDA（当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額およびソフトウェア償却費を加算した額をいい、以下同様とする。なお、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書とする。）が下記（a）乃至（c）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の合計の個数を当該EBITDAの水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができます。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とします。

（a）EBITDAが145億円を超過した場合

行使可能割合：60%

（b）EBITDAが160億円を超過した場合

行使可能割合：20%

（c）EBITDAが275億円を超過した場合

行使可能割合：20%

②上記①におけるEBITDAの判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲において、別途参照すべき適正な指標および数値を取締役会にて定めるものとします。

③新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することができるものとします。この場合、相続人はその全員が共同して、相続開始後速やかに新株予約権を承継する者（以下、「権利承継者」という。）およびその代表者（以下、「承継者代表者」という。）を、当社所定の書面により届出るものとし、権利承継者が新株予約権を行使しようとするときは、承継者代表者が権利承継者を代表して、除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等当社所定の書類を添付の上、行使しなければならないものとします。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権を行使することはできないものとします。

⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 権利確定および行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、平成30年5月期から平成33年5月期までのいずれかの期において、当社が下記(a)および(b)に掲げる条件を同時に達成することができた場合に限り、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌々月第1営業日から権利行使期間の末日までの期間において新株予約権を行使することができます。

(a) E B I T D Aが145億円を超過していること

(b) BtoC事業に係る売上高が1,000億円を超過していること

②上記①におけるE B I T D Aの判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額およびソフトウェア償却費を加算した金額を参照するものとし、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書とします。また、BtoC事業に係る売上高の判定においては、当社の有価証券報告書の「事業の状況 業績等の概要 業績」のeコマース事業セグメント内に記載されたBtoC事業の売上高を参照するものとします。なお、適用される会計基準の変更およびセグメントの変更等により参照すべき各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および数値を取締役会にて定めるものとします。

③新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することができるものとします。この場合、相続人はその全員が共同して、相続開始後速やかに新株予約権を承継する者（以下、「権利承継者」という。）およびその代表者（以下、「承継者代表者」という。）を、当社所定の書面により届出るものとし、権利承継者が新株予約権を行行使しようとするときは、承継者代表者が権利承継者を代表して、除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等当社所定の書類を添付の上、行使しなければならないものとします。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権を行行使することはできないものとします。

⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

6. 権利確定および行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、平成31年5月期から平成33年5月期までのいずれかの期において、当社が下記(a)および(b)に掲げる条件を同時に達成することができた場合に限り、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌々月第1営業日から権利行使期間の末日までの期間において新株予約権を行使することができます。

(a) E B I T D Aが145億円を超過していること

(b) BtoC事業に係る流通総額が1,000億円を超過していること

②上記①におけるE B I T D Aの判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額およびソフトウェア償却費を加算した金額を参照するものとし、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書とします。また、BtoC事業に係る流通総額の判定においては、当社が毎月開示している「月次業績のお知らせ」に記載されたBtoC流通総額を参照するものとします。なお、適用される会計基準の変更およびセグメントの変更等により参照すべき各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および数値を取締役会にて定めるものとします。

③新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することができます。この場合、相続人はその全員が共同して、相続開始後速やかに新株予約権を承継する者（以下、「権利承継者」という。）およびその代表者（以下、「承継者代表者」という。）を、当社所定の書面により届出るものとし、権利承継者が新株予約権を行使しようとするときは、承継者代表者が権利承継者を代表して、除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等当社所定の書類を添付の上、行使しなければならないものとします。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権を行使することはできないものとします。

⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

(単位：株)

	平成26年5月期	平成27年5月期	平成28年5月期	平成29年5月期	平成30年5月期
付 与 日	平成25年 12月20日	平成26年 12月19日	平成28年 1月6日	平成29年 2月15日	平成30年 3月28日
権 利 確 定 前					
前連結会計年度末残	—	—	510,000	465,900	—
付 与	—	—	—	—	510,000
失 効	—	—	—	—	6,400
権 利 確 定	—	—	—	—	—
当連結会計年度末残	—	—	510,000	465,900	503,600
権 利 確 定 後					
前連結会計年度末残	216,000	177,000	—	—	—
権 利 確 定	—	—	—	—	—
権 利 行 使	33,000	44,700	—	—	—
失 効	—	—	—	—	—
当連結会計年度末残	183,000	132,300	—	—	—

②単価情報

(単位：円)

	平成26年5月期	平成27年5月期	平成28年5月期	平成29年5月期
付与日	平成25年 12月20日	平成26年 12月19日	平成28年 1月6日	平成29年 2月15日
権利行使価格	2,983	2,425	4,460	3,930
権利行使時の平均株価	3,592	3,433	—	—
公正な評価単価 (付与日)	33	2	11	5

(単位：円)

	平成30年5月期
付与日	平成30年 3月28日
権利行使価格	3,470
権利行使時の平均株価	—
公正な評価単価 (付与日)	6

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

②使用した主な基礎数値および見積方法

	平成30年5月期
株価変動性 (注) 1	42.11%
予想残存期間 (注) 2	7年
予想配当 (注) 3	36円／株
無リスク利子率 (注) 4	△0.003%

(注) 1. 付与日より予想残存期間に対応した期間分遡った株価実績に基づき算定しております。

2. 付与日から権利行使期間満了日までの期間であります。

3. 平成29年5月期の配当実績に基づいております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りが困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「ストック・オプション等に関する注記 ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。

新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金および資本準備金に振り替えております。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

連結子会社 株式会社アルファパーチェス

自社株式オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) 自社株式オプションの内容

	平成27年5月期 自社株式オプション
付 与 対 象 者 の 区 分 別 人 数	元取締役 1名
自 社 株 式 オ プ シ ョ ン の 数 (注)	普通株式 20株
付 与 日	平成26年4月19日
権 利 確 定 条 件	—
対 象 勤 務 期 間	—
権 利 行 使 期 間	自 平成26年4月19日 至 平成32年10月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) 自社株式オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① 自社株式オプションの数

(単位：株)

	平成27年5月期
付 与 日	平成26年4月19日
権 利 確 定 前	
前 連 結 会 計 年 度 末 残	—
付 与	—
失 効	—
権 利 確 定	—
当 連 結 会 計 年 度 末 残	—
権 利 確 定 後	
前 連 結 会 計 年 度 末 残	20
権 利 確 定	—
権 利 行 使	—
失 効	—
当 連 結 会 計 年 度 末 残	20

② 単価情報

(単位：円)

	平成27年5月期
付 与 日	平成26年4月19日
権 利 行 使 価 格	141,980
公 正 な 評 価 単 価 (付 与 日)	0

(3) 自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

連結子会社株式会社アルファパーチェスの自社株式オプションについては、未公開企業であるため、本源的価値の見積りにっております。当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいた方法によっております。なお、算定した株式の評価額が権利行使価格以下となるため、付与時点の単位当たりの本源的価値は零となり、自社株式オプションの公正な評価単価も零と算定しております。

連結子会社 株式会社アルファパーチェス

ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成23年5月期	平成24年5月期	平成25年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 3名 監査役 1名 従業員 74名	従業員 11名	取締役 2名 従業員 18名
ストック・オプションの数(注) 1	普通株式 796株	普通株式 38株	普通株式 132株
付与日	平成22年12月11日	平成23年10月27日	平成24年4月17日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	自 平成22年12月11日 至 平成24年12月11日	自 平成23年10月27日 至 平成24年12月11日	自 平成24年4月17日 至 平成26年3月30日
権利行使期間	自 平成24年12月12日 至 平成32年12月10日	自 平成24年12月12日 至 平成32年12月10日	自 平成26年3月31日 至 平成34年3月29日
権利行使条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2

	平成25年5月期	平成26年5月期	平成26年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 2名 従業員 9名	取締役 3名 従業員 19名	従業員 3名
ストック・オプションの数(注) 1	普通株式 56株	普通株式 86株	普通株式 8株
付与日	平成25年2月21日	平成25年5月22日	平成26年3月18日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	自 平成25年2月21日 至 平成26年3月30日	自 平成25年5月22日 至 平成27年3月27日	自 平成26年3月18日 至 平成27年3月27日
権利行使期間	自 平成26年3月31日 至 平成34年3月29日	自 平成27年3月28日 至 平成35年3月26日	自 平成27年3月28日 至 平成35年3月26日
権利行使条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2

	平成27年5月期	平成27年5月期	平成28年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 1名 従業員 17名	取締役 1名 従業員 1名 子会社取締役 1名	親会社取締役 2名 親会社従業員 3名 取締役 3名 従業員 15名 子会社従業員 1名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 108株	普通株式 280株	普通株式 121株
付与日	平成26年4月19日	平成26年4月19日	平成27年4月18日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	自平成26年4月19日 至平成28年3月28日	—	自平成27年4月18日 至平成29年3月26日
権利行使期間	自平成28年3月29日 至平成36年3月28日	自平成26年4月19日 至平成31年10月18日	自平成29年3月27日 至平成37年3月26日
権利行使条件	(注)2	(注)2	(注)2

	平成28年5月期	平成29年5月期	平成29年5月期
付与対象者の区分別人数	従業員 13名 子会社従業員 1名	従業員 1名 子会社取締役 1名	従業員 25名 子会社取締役 1名 子会社従業員 3名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 46株	普通株式 97株	普通株式 345株
付与日	平成28年3月15日	平成28年8月25日	平成28年8月25日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	自平成28年3月15日 至平成29年3月26日	自平成28年8月25日 至平成30年8月24日	自平成28年8月25日 至平成30年8月24日
権利行使期間	自平成29年3月27日 至平成37年3月26日	自平成30年8月25日 至平成38年3月30日	自平成30年8月25日 至平成36年2月24日
権利行使条件	(注)2	(注)2	(注)2

	平成29年 5 月期	平成29年 5 月期	平成30年 5 月期
付 与 対 象 者 の 区 分 別 人 数	取締役 1 名	取締役 1 名	従業員 7 名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 193株	普通株式 160株	普通株式 60株
付 与 日	平成28年 8 月25日	平成28年12月29日	平成29年 5 月25日
権 利 確 定 条 件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対 象 勤 務 期 間	—	自 平成28年12月29日 至 平成30年 8 月24日	—
権 利 行 使 期 間	自 平成28年 8 月25日 至 平成32年 2 月24日	自 平成30年 8 月25日 至 平成38年 3 月30日	自 平成29年 5 月25日 至 平成36年11月25日
権 利 行 使 条 件	(注) 2	(注) 2	(注) 2

	平成30年 5 月期	平成30年 5 月期	平成30年 5 月期
付 与 対 象 者 の 区 分 別 人 数	従業員 1 名	従業員 1 名	従業員 1 名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 5 株	普通株式 20株	普通株式 10株
付 与 日	平成29年11月17日	平成30年 3 月15日	平成30年 3 月15日
権 利 確 定 条 件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対 象 勤 務 期 間	—	自 平成30年 3 月15日 至 平成32年 3 月14日	—
権 利 行 使 期 間	自 平成29年11月17日 至 平成37年 5 月17日	自 平成32年 3 月15日 至 平成40年 3 月28日	自 平成30年 3 月15日 至 平成37年 9 月15日
権 利 行 使 条 件	(注) 2	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者は、権利行使時において、当社、親会社および子会社の取締役、監査役もしくは従業員（従業員に準ずる継続的契約関係にある者を含む）の地位にあることを要します。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、定年退職または会社都合により退職した場合（懲戒解雇による場合は除く）にはこの限りではありません。その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとします。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

(単位：株)

	平成23年5月期	平成24年5月期	平成25年5月期	平成25年5月期
付 与 日	平成22年12月11日	平成23年10月27日	平成24年4月17日	平成25年2月21日
権 利 確 定 前				
前連結会計年度末残	—	—	—	—
付 与	—	—	—	—
失 効	—	—	—	—
権 利 確 定	—	—	—	—
当連結会計年度末残	—	—	—	—
権 利 確 定 後				
前連結会計年度末残	425	15	92	38
権 利 確 定	—	—	—	—
権 利 行 使	—	—	—	—
失 効	4	—	2	—
当連結会計年度末残	421	15	90	38

(単位：株)

	平成26年5月期	平成26年5月期	平成27年5月期	平成27年5月期
付 与 日	平成25年5月22日	平成26年3月18日	平成26年4月19日	平成26年4月19日
権 利 確 定 前				
前連結会計年度末残	—	—	—	280
付 与	—	—	—	—
失 効	—	—	—	—
権 利 確 定	—	—	—	—
当連結会計年度末残	—	—	—	280
権 利 確 定 後				
前連結会計年度末残	58	4	28	—
権 利 確 定	—	—	—	—
権 利 行 使	—	—	—	—
失 効	1	—	—	—
当連結会計年度末残	57	4	28	—

(単位：株)

	平成28年5月期	平成28年5月期	平成29年5月期	平成29年5月期
付 与 日	平成27年4月18日	平成28年3月15日	平成28年8月25日	平成28年8月25日
権 利 確 定 前				
前連結会計年度末残	—	—	97	315
付 与	—	—	—	—
失 効	—	—	—	—
権 利 確 定	—	—	—	—
当連結会計年度末残	—	—	97	315
権 利 確 定 後				
前連結会計年度末残	95	23	—	—
権 利 確 定	—	—	—	—
権 利 行 使	—	—	—	—
失 効	—	—	—	—
当連結会計年度末残	95	23	—	—

(単位：株)

	平成29年5月期	平成29年5月期	平成30年5月期	平成30年5月期
付 与 日	平成28年8月25日	平成28年12月29日	平成29年5月25日	平成29年11月17日
権 利 確 定 前				
前連結会計年度末残	193	160	—	—
付 与	—	—	60	5
失 効	—	—	—	5
権 利 確 定	—	—	—	—
当連結会計年度末残	193	160	60	—
権 利 確 定 後				
前連結会計年度末残	—	—	—	—
権 利 確 定	—	—	—	—
権 利 行 使	—	—	—	—
失 効	—	—	—	—
当連結会計年度末残	—	—	—	—

(単位：株)

	平成30年5月期	平成30年5月期
付 与 日	平成30年3月15日	平成30年3月15日
権 利 確 定 前		
前連結会計年度末残	—	—
付 与	20	10
失 効	—	—
権 利 確 定	—	—
当連結会計年度末残	20	10
権 利 確 定 後		
前連結会計年度末残	—	—
権 利 確 定	—	—
権 利 行 使	—	—
失 効	—	—
当連結会計年度末残	—	—

②単価情報

(単位：円)

	平成23年5月期	平成24年5月期	平成25年5月期	平成25年5月期
付 与 日	平成22年12月11日	平成23年10月27日	平成24年4月17日	平成25年2月21日
権 利 行 使 価 格	80,000	80,000	80,000	80,000
公正な評価単価（付与日）	0	0	0	0

(単位：円)

	平成26年5月期	平成26年5月期	平成27年5月期	平成27年5月期
付 与 日	平成25年5月22日	平成26年3月18日	平成26年4月19日	平成26年4月19日
権 利 行 使 価 格	80,000	80,000	141,980	141,980
公正な評価単価（付与日）	0	0	0	2,485

(単位：円)

	平成28年5月期	平成28年5月期	平成29年5月期	平成29年5月期
付 与 日	平成27年4月18日	平成28年3月15日	平成28年8月25日	平成28年8月25日
権 利 行 使 価 格	141,980	141,980	190,070	190,070
公正な評価単価 (付与日)	0	0	0	3,436

(単位：円)

	平成29年5月期	平成29年5月期	平成30年5月期	平成30年5月期
付 与 日	平成28年8月25日	平成28年12月29日	平成29年5月25日	平成29年11月17日
権 利 行 使 価 格	190,070	190,070	256,596	256,596
公正な評価単価 (付与日)	779	0	2,900	2,900

(単位：円)

	平成30年5月期	平成30年5月期
付 与 日	平成30年3月15日	平成30年3月15日
権 利 行 使 価 格	256,596	256,596
公正な評価単価 (付与日)	0	2,900

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

連結子会社株式会社アルファパーチェスのストック・オプションについては、未公開企業であるため、主として本源的価値の見積りにっております。当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいた方法によっております。なお、算定した株式の評価額が権利行使価格以下となるため、付与時点の単位当たりの本源的価値は主として零となり、ストック・オプションの公正な評価単価も主として零と算定しております。

連結子会社 株式会社エコ配
 ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況
 (1) ストック・オプションの内容

	平成25年5月期	平成26年5月期	平成27年5月期
付与対象者の区分別人数	従業員 13名	従業員 265名	従業員 260名
ストック・オプションの数(注) 1	普通株式 5,000,000株	普通株式 4,785,000株	普通株式 4,995,000株
付与日	平成24年8月16日	平成25年6月13日	平成26年6月30日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	自 平成24年8月16日 至 平成26年3月28日	自 平成25年6月13日 至 平成27年6月30日	自 平成26年6月30日 至 平成28年6月30日
権利行使期間	自 平成26年3月29日 至 平成36年3月28日	自 平成27年7月1日 至 平成32年6月30日	自 平成28年7月1日 至 平成33年6月30日
権利行使条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2

	平成28年5月期
付与対象者の区分別人数	従業員 298名
ストック・オプションの数(注) 1	普通株式 19,900,000株
付与日	平成27年6月30日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	自 平成27年6月30日 至 平成29年6月30日
権利行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成34年6月30日
権利行使条件	(注) 2

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 新株予約権者は、権利行使時において、当社および子会社の取締役、監査役もしくは従業員（従業員に準ずる継続的契約関係にある者を含む）の地位にあることを要します。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、定年退職または会社都合により退職した場合（懲戒解雇による場合は除く）にはこの限りではありません。その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとします。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

(単位：株)

	平成25年5月期	平成26年5月期	平成27年5月期	平成28年5月期
付 与 日	平成24年8月16日	平成25年6月13日	平成26年6月30日	平成27年6月30日
権 利 確 定 前				
前連結会計年度末残	—	—	—	18,207,000
付 与	—	—	—	—
失 効	—	—	—	3,481,000
権 利 確 定	—	—	—	14,726,000
当連結会計年度末残	—	—	—	—
権 利 確 定 後				
前連結会計年度末残	4,600,000	2,765,000	3,760,000	—
権 利 確 定	—	—	—	14,726,000
権 利 行 使	—	—	—	—
失 効	—	655,000	825,000	—
当連結会計年度末残	4,600,000	2,110,000	2,935,000	14,726,000

②単価情報

(単位：円)

	平成25年5月期	平成26年5月期	平成27年5月期	平成28年5月期
付 与 日	平成24年8月16日	平成25年6月13日	平成26年6月30日	平成27年6月30日
権 利 行 使 価 格	10	10	10	5
公正な評価単価 (付与日)	0	0	0	0

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

連結子会社株式会社エコ配のストック・オプションについては、未公開企業であるため、本源的価値の見積りにしております。当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいた方法によっております。なお、算定した株式の評価額が権利行使価格以下となるため、付与時点の単位当たりの本源的価値は主として零となり、ストック・オプションの公正な評価単価も主として零と算定しております。

企業結合に関する注記

取得による企業結合

1. 株式会社チャームの株式取得による子会社化

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称 株式会社チャーム
事業の内容 ペット用品や生体の通信販売

② 企業結合を行った主な理由

株式会社チャームが運営するペット・ガーデニング用品のeコマースサイト「Charm」のお客様は約6割が女性であり、また40代のお客様が中心であることなど、「LOHACO」のお客様との親和性が高く、本子会社化により「Charm」と「LOHACO」の顧客基盤の相互活用による相乗効果が期待できます。このため、株式会社チャームの株式を取得し、子会社化することといたしました。

③ 企業結合日

平成29年7月3日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式取得により議決権の100%を取得したことによるものです。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年6月1日から平成30年2月28日まで

(3) 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,094百万円
取得原価		1,094

(4) 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザーに対する報酬・手数料 23百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

① 発生したのれん

1,511百万円

② 発生原因

取得原価が取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして計上しております。

③ 償却方法および償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	2,918 百万円
固定資産	456
資産合計	3,374
流動負債	3,035
固定負債	756
負債合計	3,791

2. 株式会社ecoプロパティーズにおける事業譲受

平成29年11月1日をもって、当社の連結子会社である株式会社ecoプロパティーズは、アール・アイ・シー・マネジメント株式会社より事業の一部を譲り受けております。

(1) 企業結合の概要

① 相手企業名称および取得した事業の内容

相手企業の名称 アール・アイ・シー・マネジメント株式会社

取得した事業の内容 アセットマネジメント事業およびその関連事業

② 企業結合を行った主な理由

物流施設のアセットマネジメント事業を譲り受けることで、ロジスティクス事業の黒字化および将来にわたって収益拡大を図るためであります。

③ 企業結合日

平成29年11月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業の譲受

⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称の変更はありません。

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社ecoプロパティーズが現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

平成29年11月1日から平成30年3月31日まで

(3) 取得した事業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	370百万円
取得原価		370

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

① 発生したのれんの金額

370百万円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。

③ 償却方法および償却期間

5年間にわたる均等償却

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

商品評価損	92百万円
未払事業税	53
未払事業所税	79
販売促進引当金	176
返品調整引当金	11
貸倒引当金	4
未払賞与	214
子会社繰越欠損金	121
その他	227
小計	981
評価性引当額	△16
合計	964

繰延税金資産（固定）

退職給付に係る負債	947
貸倒引当金	127
減損損失	29
子会社繰越欠損金	2,103
投資有価証券評価損	483
資産調整勘定	18
資産除去債務	672
長期未払費用	515
その他	284
小計	5,182
評価性引当額	△2,940
合計	2,241

繰延税金負債（固定）

資産除去債務	393
合計	393

繰延税金資産（固定）の純額

1,847

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

法定実効税率	30.86%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.13
住民税均等割	0.82
評価性引当額	7.51
のれん償却	2.95
のれん減損損失	4.24
税額控除	△2.18
その他	△0.24
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>44.09</u>

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	964円46銭
1 株当たり当期純利益	92円15銭
(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
親会社株主に帰属する当期純利益	4,693百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	4,693百万円
普通株式の期中平均株式数	50,930千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成29年5月21日から平成30年5月20日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成29年5月21日 期首残高	21,189	23,669	—	23,669	10	20,493	20,504	△17,299	48,063
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
資 本 準 備 金 の 取 崩		△10,000	10,000	—					—
剰 余 金 の 配 当						△1,832	△1,832		△1,832
当 期 純 利 益						3,756	3,756		3,756
自 己 株 式 の 処 分			△63	△63		△36	△36	308	208
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額（純額）									
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	△10,000	9,936	△63	—	1,888	1,888	308	2,132
平成30年5月20日 期末残高	21,189	13,669	9,936	23,605	10	22,381	22,392	△16,991	50,195

	新 予 約 株 権	純 資 産 合 計
平成29年5月21日 期首残高	15	48,078
事 業 年 度 中 の 変 動 額		
資 本 準 備 金 の 取 崩		—
剰 余 金 の 配 当		△1,832
当 期 純 利 益		3,756
自 己 株 式 の 処 分		208
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額（純額）	1	1
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	1	2,133
平成30年5月20日 期末残高	17	50,212

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法 ……時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、建物（附属設備を除く）、大阪DMCの全ての有形固定資産および仙台DMCの機械装置については、定額法を採用しております。また、平成28年4月1日以降に取得をした建物附属設備および構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………3～43年

機械装置……………2～15年

工具器具備品……………2～20年

その他……………4～45年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用……………定額法

(5) 繰延資産

株式交付費……………支出時に全額費用処理しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 販売促進引当金

エンドユーザーの購入実績に応じて発生する販売促進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎として当事業年度の売上に対応する発生見込額を計上しております。

(3) 返品調整引当金

エンドユーザーからの事業年度末日以後の返品損失に備えるため、過去の実績を基礎として算出した売上総利益相当額および返品された商品の原価相当額をあわせて計上しております。

(4) 退職給付引当金

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段……………為替予約

②ヘッジ対象……………外貨建仕入債務および外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の輸入見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ対象の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

5. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

6. 消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

7. のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却しております。

8. 会計方針の変更

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等が公表日以後適用することができるようになったことに伴い、公表日以後実務対応報告第36号を適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

9. 会計上の見積りの変更

(火災損失引当金の算定方法の変更)

火災事故により損壊した「ALP首都圏」の原状回復に係る支出に備えて火災損失引当金を計上していましたが、現状有姿にて「ALP首都圏」の土地・建物等を譲渡したことにより、原状回復の支出の必要が無くなったため、見積りの変更を行っております。これにより、当事業年度の税引前当期純利益は6,846百万円増加しております。

(耐用年数の変更)

一部の物流センターについては、機能の見直しを図り、利用期間の短くなった機械装置等について、耐用年数を短縮し将来にわたり変更しております。これにより、従来の方法と比べ、当事業年度の減価償却費が168百万円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益は168百万円減少しております。

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、物流センターの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行い、見積りの変更による減少額14百万円を変更前の資産除去債務残高に減算しております。

なお、これによる当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

10. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」(前事業年度は600百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

11. 追加情報

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

① 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	平成25年12月13日 取締役会決議 有償新株予約権	平成26年11月5日 取締役会決議 有償新株予約権
付与対象者の区分および人数	取締役 9名 監査役 4名 従業員 176名 子会社取締役 6名 子会社監査役 2名 子会社従業員 36名	取締役 5名 監査役 3名 従業員 106名 子会社取締役 4名 子会社従業員 24名
株式の種類別の ストック・オプションの数(注) 1	普通株式 540,000株	普通株式 442,500株
付与日	平成25年12月20日	平成26年12月19日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 平成26年8月1日 至 平成32年12月19日	自 平成27年8月1日 至 平成32年12月19日

	平成27年10月19日 取締役会決議 有償新株予約権	平成28年12月6日 取締役会決議 有償新株予約権
付与対象者の区分および人数	取締役 4名 監査役 2名 従業員 93名 子会社取締役 9名 子会社従業員 93名	取締役 6名 監査役 2名 従業員 140名 子会社取締役 7名 子会社監査役 1名 子会社従業員 46名
株式の種類別の ストック・オプションの数（注）1	普通株式 510,000株	普通株式 510,000株
付与日	平成28年1月6日	平成29年2月15日
権利確定条件	（注）4	（注）5
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 平成28年8月1日 至 平成34年1月5日	自 平成30年9月3日 至 平成36年2月14日

	平成30年2月7日 取締役会決議 有償新株予約権
付与対象者の区分および人数	取締役 6名 監査役 3名 従業員 191名 子会社取締役 9名 子会社監査役 2名 子会社従業員 107名
株式の種類別の ストック・オプションの数（注）1	普通株式 510,000株
付与日	平成30年3月28日
権利確定条件	（注）6
対象勤務期間	—
権利行使期間	自 平成31年9月2日 至 平成37年3月27日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定および行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、平成26年5月期から平成29年5月期までのいずれかの期のEBITDA（当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額およびソフトウェア償却費を加算した額をいい、以下同様とする。なお、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書とする。）が下記(a)乃至(d)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の合計の個数を当該EBITDAの水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができます。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とします。

(a) EBITDAが130億円を超過した場合

行使可能割合：40%

(b) EBITDAが145億円を超過した場合

行使可能割合：20%

(c) EBITDAが160億円を超過した場合

行使可能割合：20%

(d) EBITDAが275億円を超過した場合

行使可能割合：20%

②上記①におけるEBITDAの判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および数値を取締役会にて定めるものとします。

③新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することができるものとします。この場合、相続人はその全員が共同して、相続開始後速やかに新株予約権を承継する者（以下、「権利承継者」という。）およびその代表者（以下、「承継者代表者」という。）を、当社所定の書面により届出るものとし、権利承継者が新株予約権を行使しようとするときは、承継者代表者が権利承継者を代表して、除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等当社所定の書類を添付の上、行使しなければならないものとします。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権を行使することはできないものとします。

⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

3. 権利確定および行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、平成27年5月期から平成29年5月期までのいずれかの期のEBITDA（当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額およびソフトウェア償却費を加算した額をいい、以下同様とする。なお、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書とする。）が下記（a）乃至（d）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の合計の個数を当該EBITDAの水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができます。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とします。

（a）EBITDAが130億円を超過した場合

行使可能割合：40%

（b）EBITDAが145億円を超過した場合

行使可能割合：20%

（c）EBITDAが160億円を超過した場合

行使可能割合：20%

（d）EBITDAが275億円を超過した場合

行使可能割合：20%

②上記①におけるEBITDAの判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および数値を取締役会にて定めるものとします。

③新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することができるものとします。この場合、相続人はその全員が共同して、相続開始後速やかに新株予約権を承継する者（以下、「権利承継者」という。）およびその代表者（以下、「承継者代表者」という。）を、当社所定の書面により届出るものとし、権利承継者が新株予約権を行使しようとするときは、承継者代表者が権利承継者を代表して、除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等当社所定の書類を添付の上、行使しなければならないものとします。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権を行使することはできないものとします。

⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

4. 権利確定および行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、平成28年5月期から平成32年5月期までのいずれかの期のEBITDA（当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額およびソフトウェア償却費を加算した額をいい、以下同様とする。なお、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書とする。）が下記（a）乃至（c）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の合計の個数を当該EBITDAの水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができます。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とします。

（a）EBITDAが145億円を超過した場合

行使可能割合：60%

（b）EBITDAが160億円を超過した場合

行使可能割合：20%

（c）EBITDAが275億円を超過した場合

行使可能割合：20%

②上記①におけるEBITDAの判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲において、別途参照すべき適正な指標および数値を取締役会にて定めるものとします。

③新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することができるものとします。この場合、相続人はその全員が共同して、相続開始後速やかに新株予約権を承継する者（以下、「権利承継者」という。）およびその代表者（以下、「承継者代表者」という。）を、当社所定の書面により届出るものとし、権利承継者が新株予約権を行使しようとするときは、承継者代表者が権利承継者を代表して、除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等当社所定の書類を添付の上、行使しなければならないものとします。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権を行使することはできないものとします。

⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 権利確定および行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、平成30年5月期から平成33年5月期までのいずれかの期において、当社が下記(a)および(b)に掲げる条件を同時に達成することができた場合に限り、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌々月第1営業日から権利行使期間の末日までの期間において新株予約権を行使することができます。

(a) E B I T D Aが145億円を超過していること

(b) BtoC事業に係る売上高が1,000億円を超過していること

②上記①におけるE B I T D Aの判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額およびソフトウェア償却費を加算した金額を参照するものとし、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書とします。また、BtoC事業に係る売上高の判定においては、当社の有価証券報告書の「事業の状況 業績等の概要 業績」のeコマース事業セグメント内に記載されたBtoC事業の売上高を参照するものとし、また、適用される会計基準の変更およびセグメントの変更等により参照すべき各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および数値を取締役会にて定めるものとします。

③新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することができるものとします。この場合、相続人はその全員が共同して、相続開始後速やかに新株予約権を承継する者（以下、「権利承継者」という。）およびその代表者（以下、「承継者代表者」という。）を、当社所定の書面により届出るものとし、権利承継者が新株予約権を行行使しようとするときは、承継者代表者が権利承継者を代表して、除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等当社所定の書類を添付の上、行使しなければならないものとします。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権を行行使することはできないものとします。

⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

6. 権利確定および行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、平成31年5月期から平成33年5月期までの3事業年度のいずれかの期において、当社が下記(a)および(b)に掲げる条件を同時に達成することができた場合に限り、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌々月第1営業日から権利行使期間の末日までの期間において新株予約権を行使することができます。

(a) E B I T D Aが145億円を超過していること

(b) BtoC事業に係る流通総額が1,000億円を超過していること

②上記①におけるE B I T D Aの判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額およびソフトウェア償却費を加算した金額を参照するものとし、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書とします。また、BtoC事業に係る流通総額の判定においては、当社が毎月開示している「月次業績のお知らせ」に記載されたBtoC流通総額を参照するものとします。なお、適用される会計基準の変更およびセグメントの変更等により参照すべき各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および数値を取締役会にて定めるものとします。

③新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することができます。この場合、相続人はその全員が共同して、相続開始後速やかに新株予約権を承継する者（以下、「権利承継者」という。）およびその代表者（以下、「承継者代表者」という。）を、当社所定の書面により届出るものとし、権利承継者が新株予約権を行使しようとするときは、承継者代表者が権利承継者を代表して、除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等当社所定の書類を添付の上、行使しなければならないものとします。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権を行使することはできないものとします。

⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

② 権利確定条件付き有償新株予約権の規模およびその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

a. スtock・オプションの数

	平成25年12月13日 取締役会決議 有償新株予約権	平成26年11月5日 取締役会決議 有償新株予約権	平成27年10月19日 取締役会決議 有償新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	—	510,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	510,000
権利確定後（株）			
前事業年度末	216,000	177,000	—
権利確定	—	—	—
権利行使	33,000	44,700	—
失効	—	—	—
未行使残	183,000	132,300	—

	平成28年12月6日 取締役会決議 有償新株予約権	平成30年2月7日 取締役会決議 有償新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	465,900	—
付与	—	510,000
失効	—	6,400
権利確定	—	—
未確定残	465,900	503,600
権利確定後（株）		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

b. 単価情報

	平成25年12月13日 取締役会決議 有償新株予約権	平成26年11月5日 取締役会決議 有償新株予約権	平成27年10月19日 取締役会決議 有償新株予約権
権利行使価格（円）	2,983	2,425	4,460
行使時平均株価（円）	3,592	3,433	—

	平成28年12月6日 取締役会決議 有償新株予約権	平成30年2月7日 取締役会決議 有償新株予約権
権利行使価格（円）	3,930	3,470
行使時平均株価（円）	—	—

(2) 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。

新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金および資本準備金に振り替えております。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,191百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

(1) その他の関係会社に対する金銭債権債務

その他の関係会社に対する金銭債権債務は下記のとおりです。

短期金銭債権	1,876百万円
短期金銭債務	259

(2) 子会社に対する金銭債権債務

子会社に対する金銭債権債務は下記のとおりです。

短期金銭債権	1,484百万円
長期金銭債権	700
短期金銭債務	4,360

3. 偶発債務

保証債務

(1) 下記の会社の仕入先への買掛金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社アルファパーチェス	553百万円
株式会社エコ配	91
計	644

(2) 下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

婦恋銘水株式会社	579百万円
株式会社チャーム	2,800
計	3,379

4. 期末日満期手形および電子記録債務の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形および電子記録債務が、期末残高に含まれております。

支払手形	50百万円
電子記録債務	5,888

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) その他の関係会社との取引高

その他の関係会社との取引高は下記のとおりです。

売上高	192百万円
その他の営業取引高	2,008

(2) 子会社との取引高

子会社との取引高は下記のとおりです。

売上高	8,207百万円
仕入高	9,293
その他の営業取引高	35,253
営業外取引高	1,360

2. 受取保険金

平成29年2月16日に発生しました当社物流センター「ALP首都圏」の火災事故に係る保険金の受取額です。

3. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は下記のとおりです。

建物	1,068百万円
機械装置	85
工具器具備品	6
土地	3,370
有形固定資産「その他」	23
計	4,554

4. 火災損失引当金戻入額

火災事故により損壊した「ALP首都圏」の原状回復に係る支出に備えて火災損失引当金を計上しておりましたが、現状有姿にて「ALP首都圏」の土地・建物等を譲渡したことにより、原状回復の支出の必要が無くなったため、火災損失引当金6,846百万円を火災損失引当金戻入額として特別利益に計上しております。

5. 固定資産売却損

固定資産売却損の内容は下記のとおりです。

建物	2,239百万円
機械装置	21
工具器具備品	5
土地	1,290
有形固定資産「その他」	124
計	3,681

6. 固定資産除却損

固定資産除却損の内容は下記のとおりです。

建物	24百万円
機械装置	13
工具器具備品	26
建設仮勘定	86
ソフトウェア	33
無形固定資産「その他」	47
撤去費用	3
計	237

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
自 己 株 式				
普 通 株 式 (注)	4,364,559	—	77,700	4,286,859
合 計	4,364,559	—	77,700	4,286,859

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少77,700株は新株予約権の権利行使によるものであります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

有価証券に関する注記

子会社株式（貸借対照表価額 10,595百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要	
本社事務所および物流センター等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	
(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法	
使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は△0.10～1.44%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。	
(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	1,446百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	733
時の経過による調整額	5
見積りの変更による減少額	△14
資産除去債務の履行による減少額	△56
期末残高	2,114

関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ASKUL LOGIST(株)	(所有) 直接 100	商品の物流委託等	商品の物流委託等 (注) 1	34,360	未払金	3,047
その他の 関係 会社	ヤフー(株)	(被所有) 直接 45.18	決済代行	LOHACOでの クレジット利用 代金の回収代行 (注) 1	676	未収入金	1,872

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格を参考に交渉の上決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

商品評価損	87百万円
未払事業税	36
未払事業所税	69
販売促進引当金	162
返品調整引当金	11
未払賞与	146
その他	245
合計	761

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	730
貸倒引当金	15
減損損失	19
関係会社株式評価損	930
資産除去債務	647
投資有価証券評価損	483
長期未払費用	515
その他	194
小計	3,536
評価性引当額	△2,067
合計	1,469

繰延税金負債（固定）

資産除去債務	383
合計	383

繰延税金資産（固定）の純額

1,086

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

法定実効税率	30.86%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.12
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.35
住民税均等割	0.20
評価性引当額	18.26
税額控除	△2.72
その他	△0.04
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>44.34</u>

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	984円75銭
1 株当たり当期純利益	73円76銭
(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益	3,756百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純利益	3,756百万円
普通株式の期中平均株式数	50,930千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。